

菊池地区危険物安全協会規約

改正 平成18年4月27日

平成19年4月24日

平成31年4月10日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、菊池地区危険物安全協会（以下「菊池地区協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 菊池地区協会は、社団法人熊本県危険物安全協会（以下「協会本部」という。）と密接な連携を保持し、危険物の安全管理の徹底並びに会員相互の融和と親睦を図り、危険物に起因する災害の防止に努め、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 菊池地区協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 危険物に関する知識の高揚及び災害予防思想の普及啓発
- (2) 会員相互間及び関係官公庁との連絡調整
- (3) 前条の目的に係る各種情報及び資料収集並びにこれらの頒布
- (4) その他菊池地区協会の目的を達成するために必要な事業

(事務所の位置)

第4条 菊池地区協会は、事務所を熊本県菊池郡菊陽町大字原水7番地1 菊池広域連合消防本部内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 菊池地区協会の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員は、消防法（昭和23年法律第186号）にいう危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者又は占有者とする。
- (2) 賛助会員は、菊池地区協会の目的に賛同して入会した団体又は個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、審査を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員である者が、解散したときは、退会したものとみなす。

第3章 役 員

(役員と定数)

第8条 菊池地区協会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理 事 12名以内（会長及び副会長を含む。）
- (4) 監 事 2名

（役員を選任等）

第9条 理事は、菊池市から5名以内、合志市から3名以内、大津町及び菊陽町からそれぞれ2名以内とし、監事は、菊池市から1名、合志市、大津町及び菊陽町から1名、各々正会員の中から総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から理事会において選任するものとする。
- 3 理事又は監事に欠員が生じ、緊急を要する事項が発生し、総会を招集する暇がないと認める場合は、理事会においてこれを選任し、次の総会に報告し、承認を得なければならない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（役員職務）

第10条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、菊池地区協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、菊池地区協会の業務並びに重要事項の執行について協議決定する。
- (4) 監事は、菊池地区協会の業務及び財産並びに会計の状況を監査する。

（費用弁償）

第11条 役員が、理事会及び監査に出席したときは、費用の弁償をする。その弁償額は2,200円とする。

（任期）

第12条 役員任期は、選任後2年目の定例総会の日までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 顧問及び事務局員

（顧問及び事務局員）

第13条 菊池地区協会に顧問及び事務局員を置く。

- 2 顧問は、菊池広域連合消防本部消防長に会長が委嘱する。
- 3 事務局員は、消防長が消防本部職員の中から推薦し、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、会長及び会員の諮問に応え、菊池地区協会の目的達成のため必要な事項につき意見を述べるができる。ただし議決に加わることはできない。
- 5 事務局員は、会長の命を受け、菊池地区協会の事務処理及び会計事務を掌る。

第5章 会 議

(会議)

第14条 菊池地区協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 役員を選任及び承認
- (5) その他理事会において必要と認められた事項

(種別及び開催)

第16条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 定例総会は毎年1回、臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が特に必要と認めたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上の同意のうえ、会長が要請したとき。

(理事会)

第17条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 菊池地区協会の運営に必要な細則の制定又は改廃
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決を要する事項で緊急を要し、これを招集する暇がないと認められた場合
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 前項第3号の規定により議決したときは、速やかに総会に報告し、承認を得なければならない。

(総会の成立及び議決)

第18条 総会は、その構成会員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第6章 会計

(経費)

第19条 菊池地区協会の経費は、次条に定める会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第20条 菊池地区協会の会費の負担金及び納入方法等については、総会の議決を経て、別にこれを定める。

(会計年度)

第21条 菊池地区協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 菊池地区協会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度ごとに会長が作成しなければならない。

2 会長は、前項の書類を理事会に諮り、総会に報告し、承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第23条 会長は、会計年度の終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書

2 会長は、前項各号の書類を理事会に諮り、総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 雑 則

(規約の改廃)

第24条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ改正し、又は廃止することができない。

(権限の委任)

第25条 この規約の実施について必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、設立総会のあった日から施行する。(平成17年4月22日)
- 2 菊池地区協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、設立総会に定めるところによる。
- 3 菊池地区協会の設立初年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成18年3月末日までとする。
- 4 菊池地区協会の発足前の菊池地区並びに菊池中央地区危険物安全協会の会員であった者は、規約に基づく入会申込書の提出を要せずして会員となるものとする。

附 則

この規約は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月10日から施行する。